

可決

# 国に意見書を提出

12月議会に1件の意見書が提出されました。本会議において、提出議案説明が行われた後、全員賛成で可決しました。

## 憲法9条を守り、永久に戦争しない平和な憲法を求める意見書

日本国憲法は、悲惨な戦争で多くの犠牲者を出した反省から、再び戦争の惨禍が起こることのないよう、日本と世界の恒久平和と民主主義を確立する願いを込めた9条の「戦争放棄」の規定は、戦争による人類の多大な犠牲を鑑み、二度と戦争を起さないと誓って定められた。

伊奈町でも「英霊の碑」に刻まれた戦没者の数を数えただけでも170余名の戦没者がおり、当時の伊奈町の人口からすると成年男子の一割に達する。それだけ多くの人命が政府と軍部の命令によって失われた。大戦後の伊奈町の人口減少を見ても多くの住民の犠牲があったことがわかる。

国民主権や基本的人権の保障、永久平和主義は憲法の根幹であり、これを変える憲法改正は許されない。国民の間でも平和で豊かな日本を切望し、未来社会に向けて憲法9条の改正には反対する人が大多数である。

国際紛争の解決には、粘り強い対話を重ねて解決していこうというのが、国際連合の姿勢でもある。日本国憲法第9条の「戦争放棄」は、国際社会でも支持され、理想とされている。万一に核兵器を持つ国同士が戦争を起せば、それは核戦争であると世界の国民が恐怖におののいている。

伊奈町においては「平和都市宣言」をし、毎年未来を担う子どもたちが平和の継承者として育つ行事を実施している。議会では今年国連で採決した核兵器禁止条約へ日本政府が参加することを求める意見書を全員一致で可決している。

伊奈町は、大戦以来住民の多大な犠牲を起こした過去を反省し、平和を求める住民の望みを大切にして町政運営を行ってきた。

よって日本政府は、憲法9条を堅持し、国民の生命と安全を守り、戦争のない国をつくるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月13日

埼玉県伊奈町議会

〈提出先〉

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長

次回の定例会の開会予定日は、

**3月1日(木)です。**

◆詳しい日程は2月下旬以降に決定します。